

第41節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、施設の被害状況の把握および応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の民間団体等	道路管理者	
道路管理者（地域）	同左（対策本部）	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路管理者（対策本部）	同左（地域）	道路管理者間の連絡情報等
道路管理者	関係機関	被災状況、復旧見込み
道路管理者	地域住民	道路情報

3 業務の体系

震度4以上の地震発生

■ 被災状況の把握

↓

■ 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

↓

■ 施設の緊急点検

↓

■ 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者である東日本高速道路株式会社（および独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構）、国土交通省、新潟県、胎内市地域整備対策部は直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察本部および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

胎内市においては地域整備対策部が胎内警察署と協力してこれを行うものとする。

イ 道路情報の周知

(財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

胎内市の管理する道路施設については、地域整備対策部が対応するものとする。

(4) 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(イ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両等の移動を行う。

(エ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(オ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

(財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

(6) 基幹農道・主要林道の応急対策計画

胎内市の基幹農道・主要林道に関しては、農林水産対策部が、各々の農道・林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保に努める

5 住民に対する広報

広報活動の内容は、概ね次の事項について行う。

- ア 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- エ その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、広報車及びチラシ掲示板等により広報するとともに、ラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等の広報機関の協力を得て周知を図る。

6 積雪期の対応

(1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

(2) 緊急措置及び応急復旧

積雪期においては、雪崩の発生及びそれによる河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

7 国、県、他の市町村との相互協力

- (1) 胎内市は、災害により道路が倒壊した場合は、必要な交通の確保のため、国、新潟県と道路復旧についての情報交換を行い、災害時の道路情報を共有するとともに、必要に応じて、道路復旧に必要な資機材の確保等で協力し合うよう努力するものとする。
- (2) 胎内市は、周辺市町村と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を緊密に行うものとする。
- (3) 胎内市は、鉄道事業者等と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を緊密に行うものとする。

第42節 漁港施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

地震発生後、港施設等の被災を発見したときは、遅滞なく新潟県、胎内市、消防機関、警察機関へ通報する。

(イ) 胎内市の責務

地震発生後、市民・企業等から港施設等の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により等港施設の被災を発見したときは、県へ通報する。

(ウ) 新潟県の責務

地震による県が管理する港施設等の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

イ 活動調整

県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸地方整備局港湾空港部、第九管区海上保安本部

ウ 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、地震発生から24時間以内に応急工事に着手する。

(2) 積雪期の対応

ア 新潟県は、積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 情報の流れ

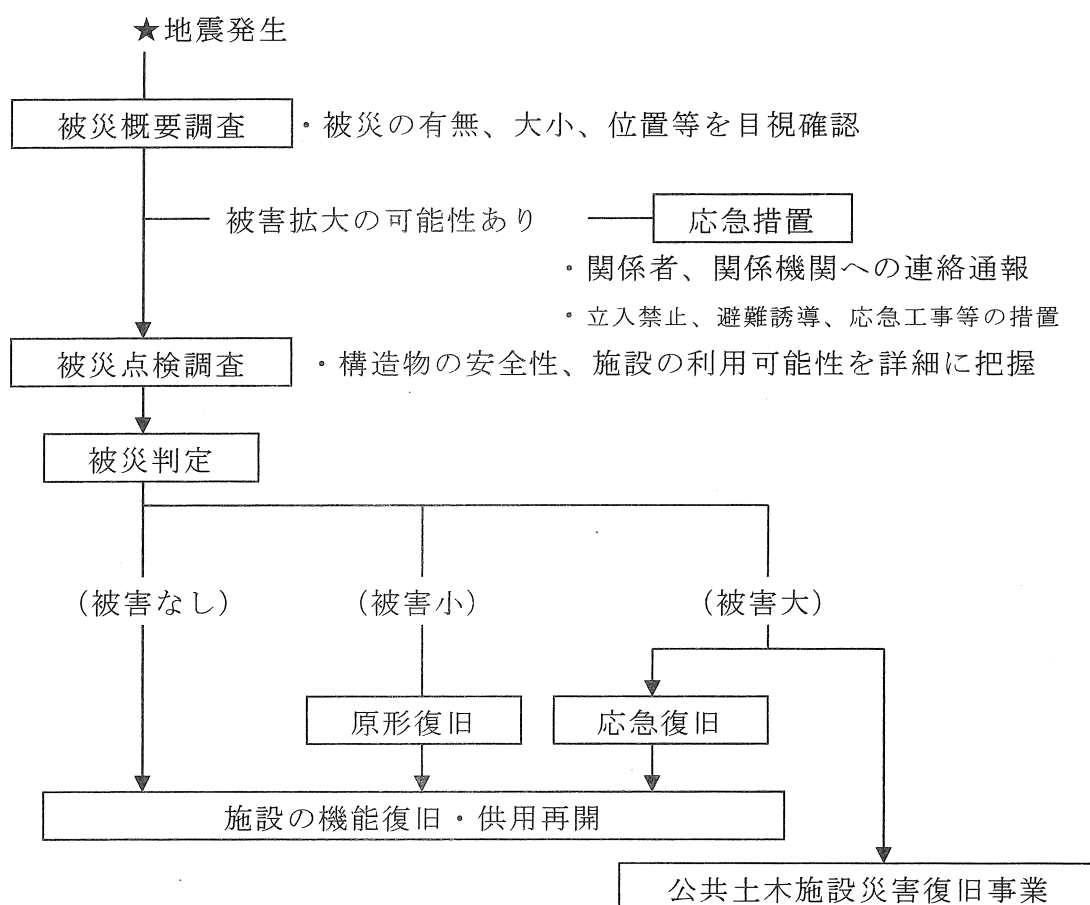
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市民、消防、警察	胎内市、新潟県	被災施設の情報
胎内市	新潟県	被災施設の情報
新潟県	各協会等	応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市、消防、県警察	応急対策情報、復旧進捗情報
新潟県、胎内市	市民、消防、県警察	応急対策情報、復旧進捗情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保

実施主体	対 策
胎内市	・施設等の被災により市民に被害が及ぶ恐れがある場合は、市民に避難に対する勧告、指示及び避難誘導を実施する。
新潟県	・被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。(ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。)

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策
新潟県	ア 人的被害発生防止のための対策の実施 パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。 イ 応急措置の実施 被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。 ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視 被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

実施主体	対 策
新潟県	・ 漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

実施主体	対 策
新潟県	・ 施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

実施主体	対 策
新潟県	・ 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大する恐れがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、及び胎内市へ周知する。 ・ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民、及び胎内市に周知する。

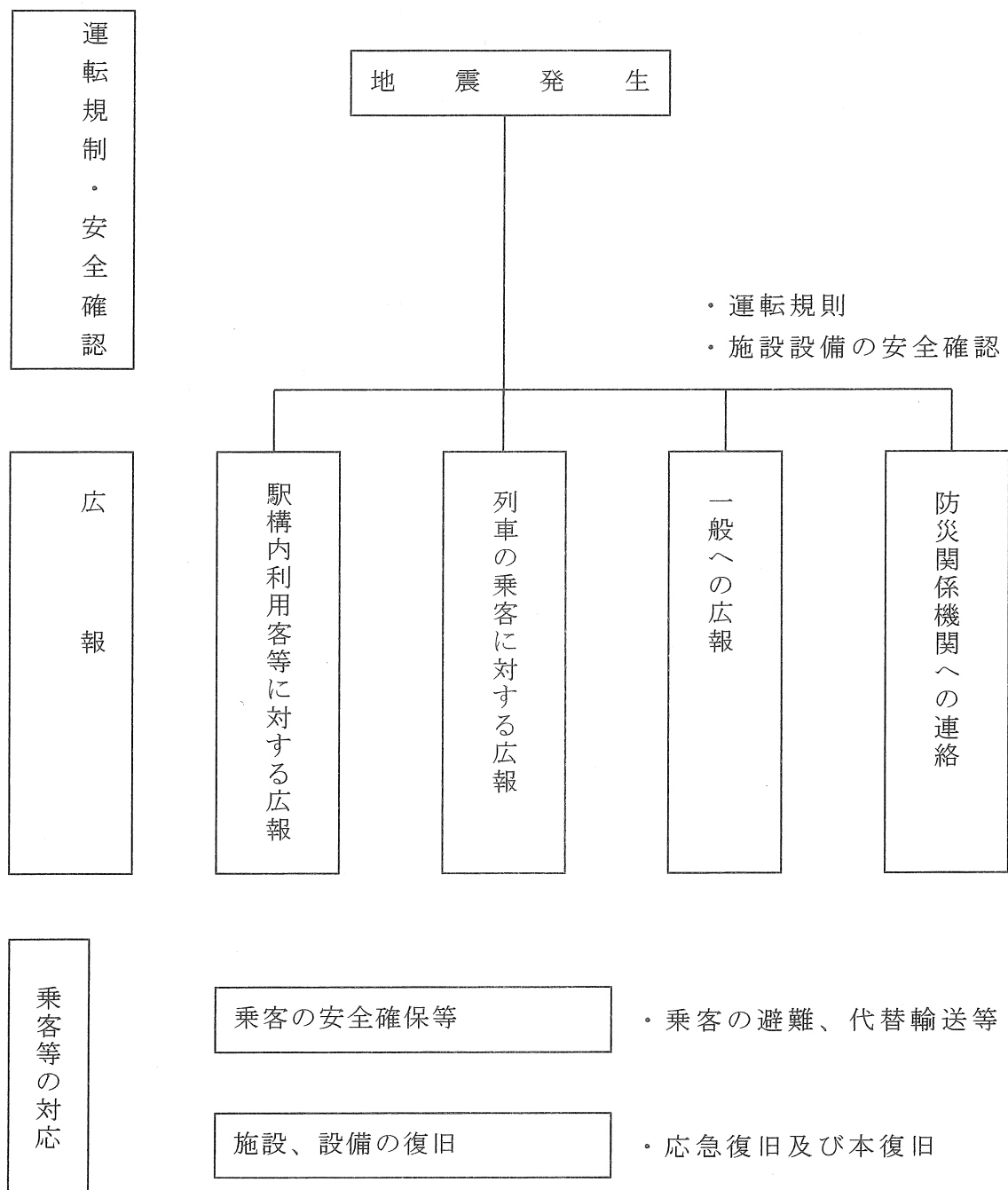
第43節 鉄道事業者の応急対策

1 計画の方針

基本方針

JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行（株）（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 地震時の運転基準、運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 地震時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定める。

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
25ガル未満	3カイン以上～6カイン未満 40ガル未満	所定運転
3カイン以上～6カイン未満 25ガル以上～40ガル未満	6カイン以上～12カイン未満 40ガル以上～80ガル未満	注意運転
6カイン以上 40ガル以上	12カイン以上 80ガル以上	運転中止

（上越新幹線については、18カイン以上で自動的に列車が停止する。）

※使用基準単位（カイン、ガル）は各鉄道事業者による。

イ 津波警報等発表時の取扱い

津波注意報発表	要注意区間の情報収集
津波警報発表	運転中止
大津波警報発表	運転中止

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模

- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は新潟県、胎内市、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強と振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(7) 新潟県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室 運輸部輸送課指令室	025-248-5104	025-248-5165	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
中条駅		0254-43-2111		
JR貨物新潟支店	貨物指令室	025-247-0522	025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
新潟県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県港湾空港交通局	交通政策課	025-285-5511 内線3591～3594	025-280-5109	025-280-5089
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-281-2979
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5771～5773	025-285-0110 内線2070,2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

第44節 治山・砂防施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

治山・砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく胎内市、防災関係機関等へ連絡する。

イ 胎内市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、新潟県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 新潟県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、胎内市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

エ 達成目標

すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 胎内市は、土砂災害等により、主として要配慮者利用施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 新潟県は、必要な情報を伝達するなど、胎内市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 積雪地域での対応

ア 胎内市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 新潟県は、必要な情報を伝達するなど、胎内市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

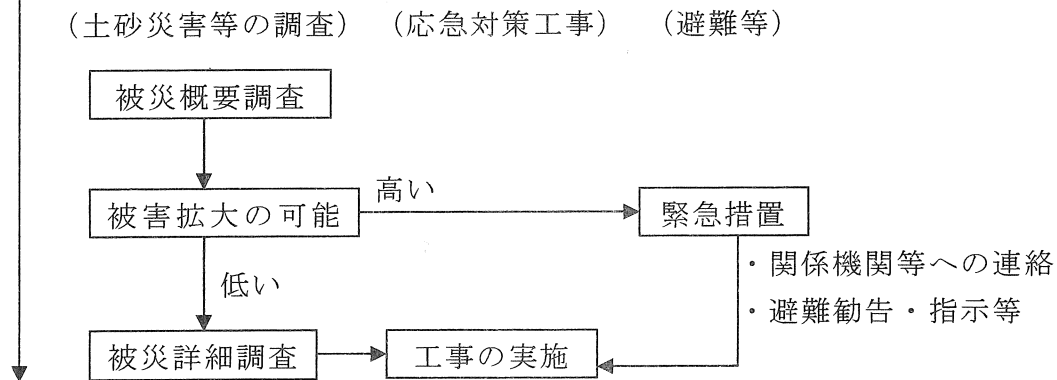
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、警察	胎内市	被害情報、危険箇所等の情報
胎内市	新潟県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
新潟県・胎内市	企業等	調査・応急対策工事指示
新潟県	国	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県・国	胎内市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
胎内市	市民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・指示等

3 業務の体系

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策
胎内市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する
胎内市、新潟県、国	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 ・重大な土砂災害が指定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基く緊急調査を実施する。
国、新潟県	・被災概要調査結果及び状況の推移を胎内市を含めた関係機関等に連絡する ・緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第29条に基づき、結果を土砂

	災害緊急情報として市町村に通知する。
--	--------------------

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策
胎内市、 国 新潟県	- 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 - ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(3) 避難勧告・指示等の実施

実施主体	対 策
胎内市	- 土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。 - 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。
国 新潟県	迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、胎内市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

第45節 河川・海岸施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

河川・海岸施設の被災を確認した時は、遅滞なく新潟県、胎内市、消防機関、県警察へ連絡する。

イ 胎内市の責務

住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、新潟県へ連絡する。

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 新潟県・国の責務

新潟県・国は、地震による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

エ 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

(3) 積雪地域での対応

ア 新潟県は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

イ 新潟県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

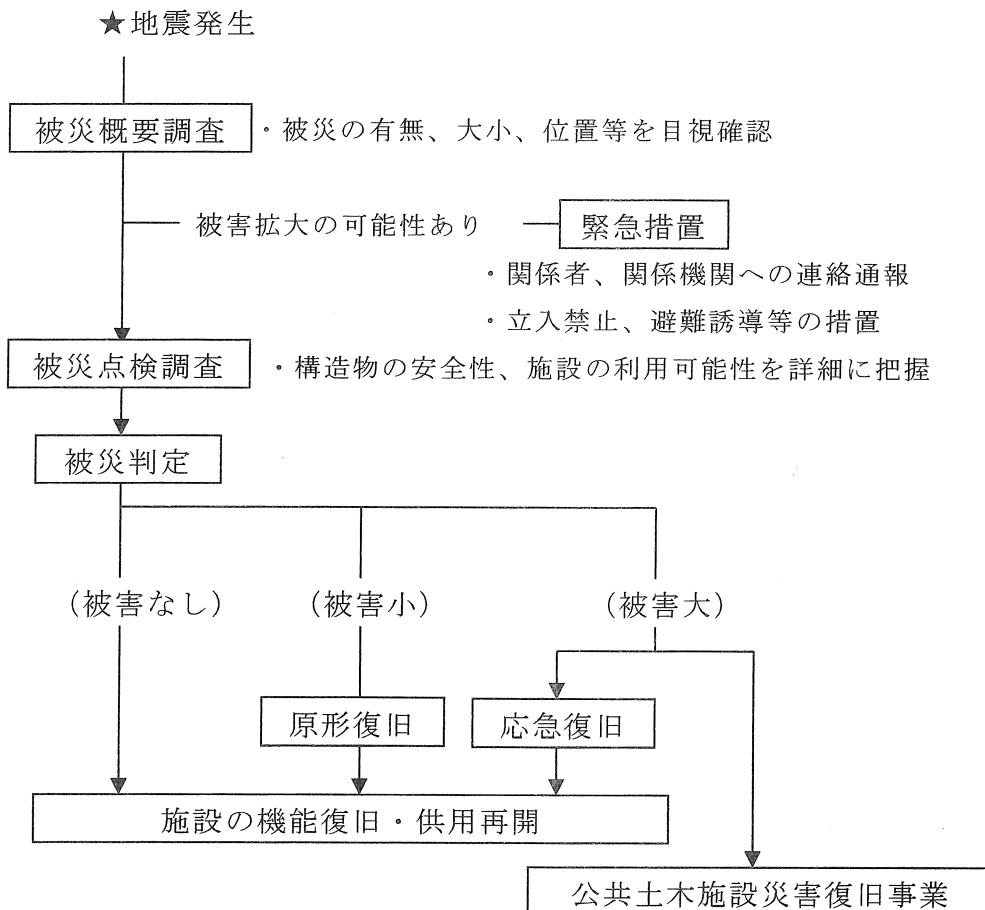
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
住民、県警察、消防	胎内市	施設被災の通報
胎内市	新潟県	詳細な施設被災情報

新潟県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	点検実施状況、津波情報、点検結果（被災状況）、緊急復旧情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
胎内市	住民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難勧告・指示等の発令

3 業務の体系役割



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

実施主体	対 策
胎内市 (地域整備対策部)	・施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。
新潟県、北陸地方整備局	- 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。 - 北陸地方整備局では、直ちの地震時点検は震度5弱以上の地震が発生した場合とし、震度4の時は地震発生の日または翌日の一般パトロールで確認を実施している。 - 点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。 - 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止等必要な措置を実施する。 - 施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに胎内市、消防機関、県警察等へ通報する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策
新潟県、北陸地方整備局	・パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。
新潟県、北陸地方整備局	- 河川管理施設及び許可工作物 - ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置 堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、適切な応急措置を実施する。 - イ 低標高地域での浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。 - ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策 浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。 - エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。

実施主体	対 策
	頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施設管理者は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者並びに周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。 オ 油や危険物の流出等の事故対策 地震により発生した危険物や油の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。 カ その他河川管理に関する事項の調整 震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。
新潟県、北陸地方整備局	・ダム施設 ア 貯水位制限等の対策 地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。 イ 止水処理等の応急措置 地震後の点検により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急措置を講じる。 ウ 関係機関への通知と一般住民への周知 地震後の点検によりダム施設に漏水、変形、ダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき、関係機関への通知及び一般住民への周知を行う。 エ その他ダム施設の管理に関する事項 関係機関や利水者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行うものとする。

実施主体	対 策
県、北陸地方整備局	・ 海岸保全施設 - ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施 被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止措置を講じる。 - イ 海岸保全施設の応急措置 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。 - ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視 地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。 - エ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整 海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

(3) 応急復旧

実施主体	対 策
胎内市 (地域整備対策部)	・ 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。
新潟県、北陸地方整備局	・ 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

(4) 住民に対する広報等

実施主体	対 策
胎内市 (総務対策部)	・ 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。 ・ 地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・ 被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難勧告等を発令する。
新潟県、北陸地方整備局	・ 地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を胎内市や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・ 各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

第46節 農地・農業用施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

農林水産対策部被害調査班は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたり、とともに、土地改良区等施設管理者と協力してため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況を把握し、農林水産対策部被害対策班は、応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(イ) 新潟県の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたり、とともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により胎内市を支援する。

(ウ) 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたり、とともに、胎内市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 活動調整

県災害対策本部、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

a 防災重点ため池

対象地震	ため池地点周辺が震度4以上又は地震計の地震動2.5gal以上
対象ため池	中ノ沢池、船戸池、蔵王池、坪頭池
目視による速報	目視による概観点検(1時間以内に報告)
一次点検	目視による外観点検(3時間以内に報告)
二次点検	詳細な外観点検と計測点検(24時間以内に報告)

※ 「ガル」は地震動の大きさを「加速度」で表したもので1秒につき1cmの速さの変化を生ずる加速度をいい、振動の激しさを表す数値として使われます。

b 防災重点ため池以外のため池

対象地震	ため池地点周辺が震度5弱以上
対象ため池	堤沢池、塩谷池、今朝沢池、小黑俣池、韋駄天山池(貯水無)、小沢池(貯水無)
目視による速報	目視による外観点検(3時間以内に報告)

緊急点検	目視による外観点検（24時間以内に報告）
------	----------------------

(イ) 頭首工、排水機場、地すべり防止施設、その他施設の点検及び報告については、以下のとおりとする。

a 県管理施設の頭首工及び排水機場は、震度5弱以上になった場合に臨時点検を行い、24時間以内に報告を行う。

b 県管理施設以外の頭首工及び排水機場、地すべり防止施設、その他事業実施中の工事現場で、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度5弱以上になった場合に臨時点検を行い、24時間以内に報告を行う。

(ウ) 臨時点検の結果、危険と認められる箇所については、震災後6時間以内に二次災害防止措置を講ずる。また、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設等においては、震災後24時間以内に応急復旧を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策（胎内市）

臨時点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

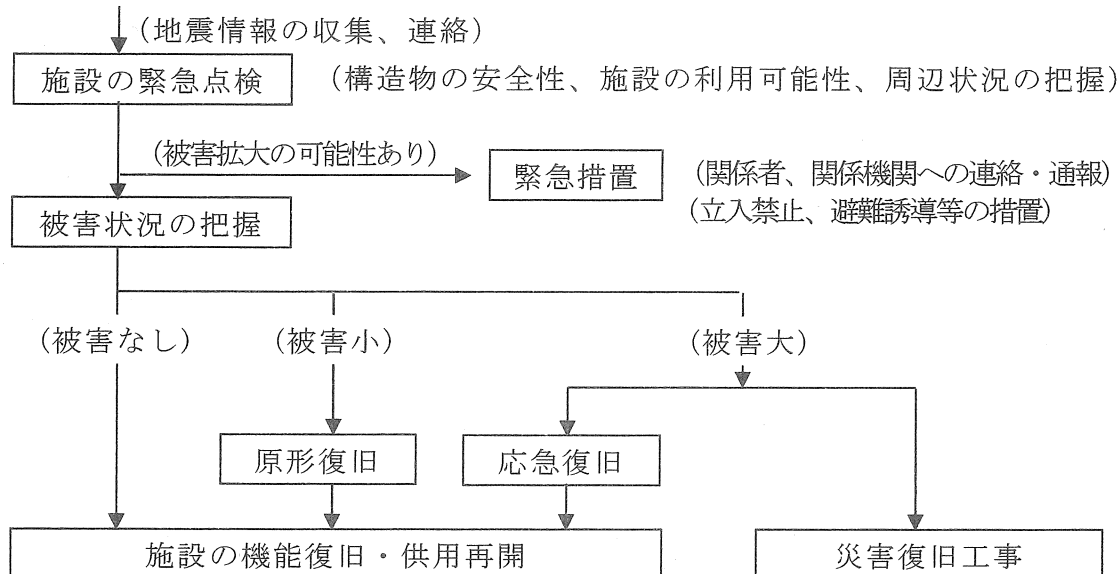
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	胎内市	被害情報、危険箇所等の情報
胎内市	新潟県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報
新潟県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	県管理施設の被害情報
胎内市	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策
新潟県 胎内市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・農地等の地滑り又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策
新潟県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。

胎内市 (農林水産対策部)	・ 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・ パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・ 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。
土地改良区 施設管理者	・ 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・ パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策
新潟県	・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。
胎内市 (農林水産対策部)	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。
土地改良区 施設管理者	・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策
胎内市	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については新潟県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。
土地改良区 施設管理者	・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については新潟県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

第47節 農林水産業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

- a 地震に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心懸ける。
- b 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- c 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を胎内市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 関係団体の責務

a 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、胎内市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

b 農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、胎内市に情報提供する。

c 新潟県農業協同組合中央会

(a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

(b) 農協系統でとりまとめた農業被害情報を、速やかに県へ報告する。

d 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

e 新潟県農業共済組合連合会

(a) 農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、県に情報提供する。

(b) 農業共済組合に二次災害の発生防止等について必要な指示を行う。

f 森林組合・木材組合

(a) 胎内市、県地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。

(b) 胎内市、県地域振興局等と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

g 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会

新潟県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

h 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を胎内市と相互に協力し、把握する。

i 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会

新潟県からの要請により水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる

(ウ) 胎内市

a 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。

b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

c 新潟県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

(エ) 新潟県

a 地域振興局等は、胎内市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。

b 地域振興局等は、必要に応じ胎内市、関係団体へ連絡要員を派遣するとともに必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

c 県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

d 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

イ 活動調整

県災害対策本部（生活基盤対策部）

ウ 達成目標

a 24時間以内に緊急被害状況調査をとりまとめる。

b 被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導、指示を行う。

c 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

胎内市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

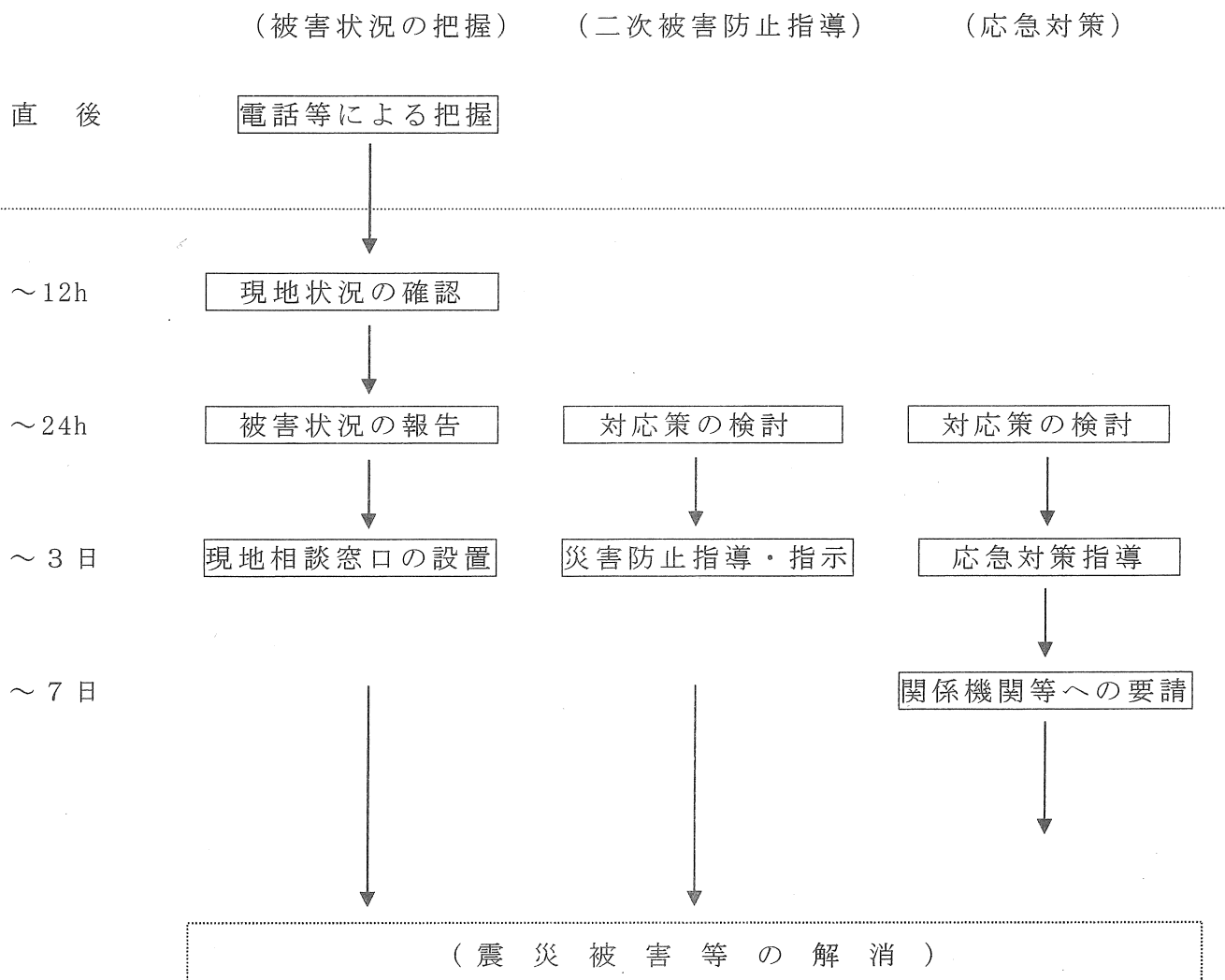
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
生産者・関係団体	胎内市	被害状況、被災者ニーズ
胎内市	新発田地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
新発田地域振興局	新潟県農林水産部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県農林水産部	新発田地域振興局	応急対策等の内容
新発田地域振興局	胎内市	具体的な指導

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策
胎内市 (農林水産対策部)	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあつては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、新発田地域振興局農業振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。
新潟県(新発田地域振興局)	胎内市からの報告及び自らの調査にもとづいて被害状況等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。
新潟県	県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策
胎内市 (農林水産対策部)	農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 1 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 農薬の漏出防止措置

ウ 応急対策

実施主体	対 策
胎内市・新潟県 (新発田地域振興局)	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 農業用施設の応急工事等の措置
新潟県	被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握、二次災害防止

実施主体	対 策
農業協同組合、 農業共済組合	・市町村等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。
胎内市 (農林水産対策部)	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。 ・二次災害防止対策を家畜飼養者、農業協同組合等に指示する。

新潟県	・胎内市等の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援) ・二次災害防止、応急対策を調整する。(関係機関、団体へ協力要請準備)
-----	---

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策
農業協同組合、 農業共済組合 連合会	・胎内市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。
胎内市 (農林水産対策部)	・家畜飼養者、農業協同組合等により下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置
新潟県	・二次災害防止、応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関、団体への協力要請

ウ 応急対策

実施主体	対 策
胎内市 (農林水産対策部)	・新潟県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施、協力する。
新潟県	・胎内市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1 死亡・廃用家畜の処理 ・死亡家畜の受け入れ体制確保 ・死亡家畜の埋却許可 ・傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・家畜廃用認定 ・家畜緊急輸送 2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・家畜飼養者に対する衛生指導 ・被災家畜の健康診断、畜舎消毒 ・家畜伝染病予防接種体制の確保 3 動物用医薬品及び飼料等の供給 ・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策
生産者等	・胎内市、関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 ・近隣の生産者等は新潟県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。
関係団体	・胎内市、県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・胎内市、県地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。
胎内市 (農林水産対策部)	・県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。
新潟県新発田 地域振興局	・県農林水産部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 ・胎内市、関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。
新潟県農林水 産部（林政課）	・各地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置をとりまとめる。 ・必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。

イ 二次災害防止

実施主体	対 策
生産者等	・胎内市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。
関係団体	・胎内市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。
胎内市 (農林水産対策部)	・緊急に必要ながあるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置
新潟県新発田 地域振興局	・胎内市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。
新潟県農林水 産部（林政課）	・新潟県地域機関等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。

ウ 応急対策

実施主体	対 策
生産者、関係団体	・林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。
関係団体、胎内市 (農林水産対策部)、新潟県地 域振興局	・相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置

	2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導
新潟県農林水産部（林政課）	・必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

(4) 水産物及び水産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策
胎内市	・水産物及び水産施設の被害状況を把握する。 ・被害状況を新潟県に報告する
新潟県	・胎内市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 ・被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。

イ 二次災害防止

実施主体	対 策
胎内市	・流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 ・船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請を行う。 ・養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。 ・水産用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等、水産用施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 1 余震等による施設の倒壊防止策 2 燃料・餌料等の漏出防止措置 3 水産用医薬品等の漏出防止
新潟県	・油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。

ウ 応急対策

実施主体	対 策
胎内市及び新潟県	・船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。 ・漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。 ・冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送について、必要な措置を行う。 ・応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。 ・養殖水産物移送について、必要な措置を行う。
新潟県	・施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、胎内市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第48節 商工業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(イ) 商工団体の責務

- a 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- b 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ウ) 胎内市の責務

- a 企業・事業所の被害状況を把握する。
- b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(エ) 新潟県の責務

- a 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- b 胎内市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。
- c 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- d 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- e 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- f 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ d～f は被災状況により対応

イ 達成目標

- a 新潟県は災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。
- b 新潟県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。
- c 新潟県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に胎内市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
商工会・商工会議所等商工団体	新潟県	被害状況
地場産地企業・産地組合	新潟県	被害状況
商店街組合、大規模小売店、共同店舗	新潟県	被害状況
工業団地等進出企業	新潟県	被害状況
観光施設	新潟県	被害状況
胎内市	新潟県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
胎内市	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策
商工団体	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系

☆地震発生

直 後

被害状況の把握



1 ～ 2 日

現地状況の確認



2 ～ 3 日

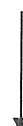
現地相談窓口の設置検討



～ 7 日

現地相談窓口の設置

胎内市の被害額把握



～ 15 日

国へ報告

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策
新潟県	- 新潟県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 - 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 - 胎内市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 - 国に被害状況を報告する。
胎内市	管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策
新潟県	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策
新潟県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策
新潟県	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。

第49節 応急住宅対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理することができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

ア 胎内市の責務

被災した住宅、宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、新潟県が行う応急仮設住宅の供与に協力する。

新潟県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

胎内市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

イ 新潟県の責務

応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

県から委任を受け市町村が実施する応急修理の事務を補助する。

県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

ウ 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては災害時要援護者世帯を優先して入居させる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

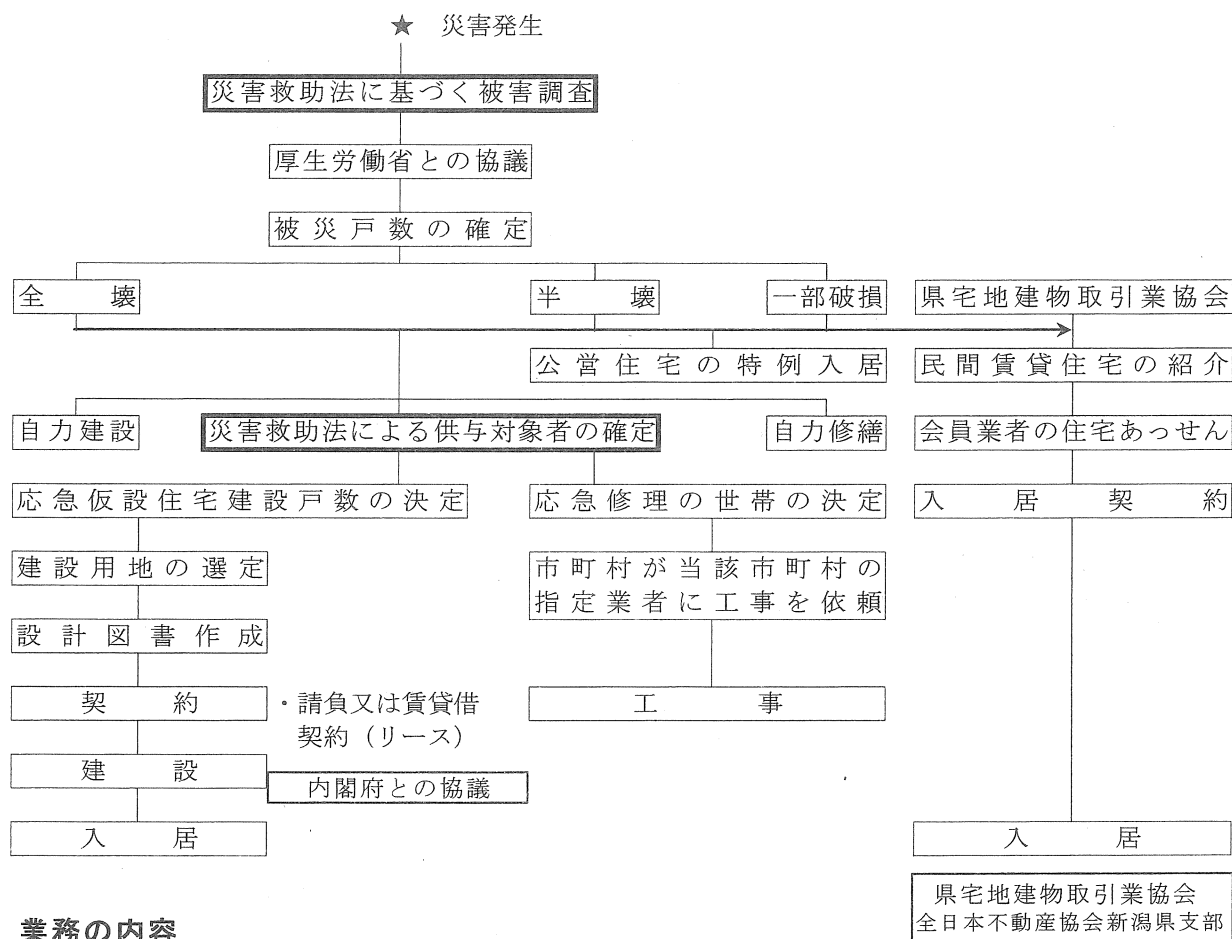
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
被災者	胎内市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望

胎内市	新潟県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
胎内市	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
新潟県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 応
新潟県	災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ア 胎内市調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定） イ 胎内市の住宅に関する要望事項 ウ 胎内市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項
胎内市 （地域整備対策部）	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。 ア 住宅、宅地の被害状況 イ 被災地における住民の動向 ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応
新潟県	1 建設による供与 (1) 建設の方針

新潟県	ア 建設用地の選定 建設場所については、胎内市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ 建物の規模及び費用 (7) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。 (イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ 建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 エ 二次災害への配慮 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (2) 応急仮設住宅の建設方法 ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ知事は、市町村長に建設を委任することができる。 イ 胎内市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 (3) 協力要請 新潟県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 (4) 入居者の選定及び管理の委任 応急住宅の設置完了後、知事は速やかに市町村長と委託契約を結び、入居者の選定及び管理を委任する。 2 民間住宅借り上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 ただし、状況に応じ知事は、胎内市長に借り上げを委任することができる。 入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準じる。
胎内市 (地域整備対策部)	(1) 建設候補地の選定 (7) 胎内市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。

	(イ) 建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であつて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住家がない者 (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない高齢者、障がい者、病弱者等又はこれに準ずる者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 新潟県と結んだ委託協定に基づき、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。 エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。
--	---

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 応
胎内市	(1) 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。 (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (ウ) 応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を利用しないこと。 イ 所得等の要件 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯 (ア) （収入額）≤ 500 万円の世帯 (イ) 500 万円$<$（収入額）≤ 700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯 (ウ) 700 万円$<$（収入額）≤ 800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯 (2) 応急修理の範囲 以下の 4 項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。 なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。 (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理 (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理 (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理 (エ) 衛生設備の応急修理 (3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として 1 か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上必要最小限度の期間を延長するものとする。 (5) 応急修理の手続き 別紙「応急修理事務手続き」を参照。 (6) 制度の広報 広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。

(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

実施主体	対 応
新潟県 胎内市 (地域整備 対策部)	ア 新潟県及び胎内市(地域整備対策部)は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。) イ 対象公営住宅は、胎内市近隣の県営及び市町村営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。 ウ 新潟県は、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

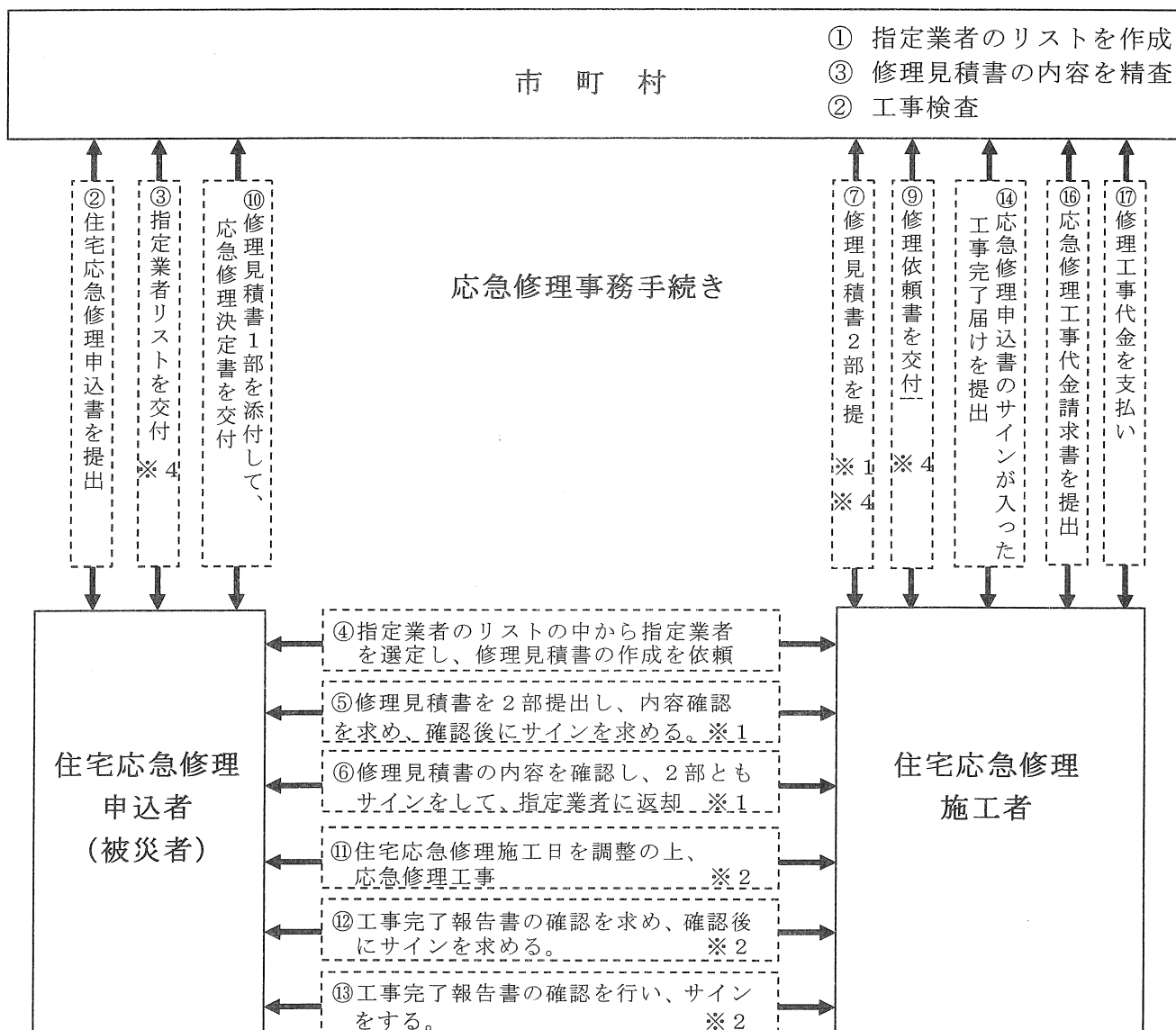
(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対 応
新潟県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定に基づき協力要請を行う。
(公社)新潟 県宅地建物取 引業協会	(公社)新潟県宅地建物取引業協会は、物件情報を集約のうえ、県が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件を紹介し、会員業者は媒介手数料を無料で物件をあっせんするよう協力する。

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応
新潟県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

応急修理事務手続き



※ 1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※ 2 ⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※ 3 ⑮の応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

※ 4 市町村の判断により、「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日、「⑦修理見積書2部を提出」とすることもできる。

第50節 ボランティアの受入れ計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び胎内市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 県支援センターの責務

- a 県と新潟県災害ボランティア調整会議は、協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、本部運営を行う。
- b 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

(イ) 新潟県の責務

- a 県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。
- b 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

(ウ) 胎内市の責務

- a ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。
- b 胎内市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

(エ) 新潟県社会福祉協議会の責務

- a 県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。
- b 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

(オ) 胎内市社会福祉協議会の責務

- a 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、胎内市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。
- b ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。
- c 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

(カ) ボランティアセンターの責務

- a ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。
- b 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。
- c 駆けつけたボランティアの受入、登録を行う。
- d ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

e その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

イ 活動調整

ボランティアセンター、県支援センター

ウ 達成目標

災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

地震発生後 3 時間以内	県支援センターの設置
〃 6 時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信
〃 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握
〃 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 情報の流れ

(1) 被災地から

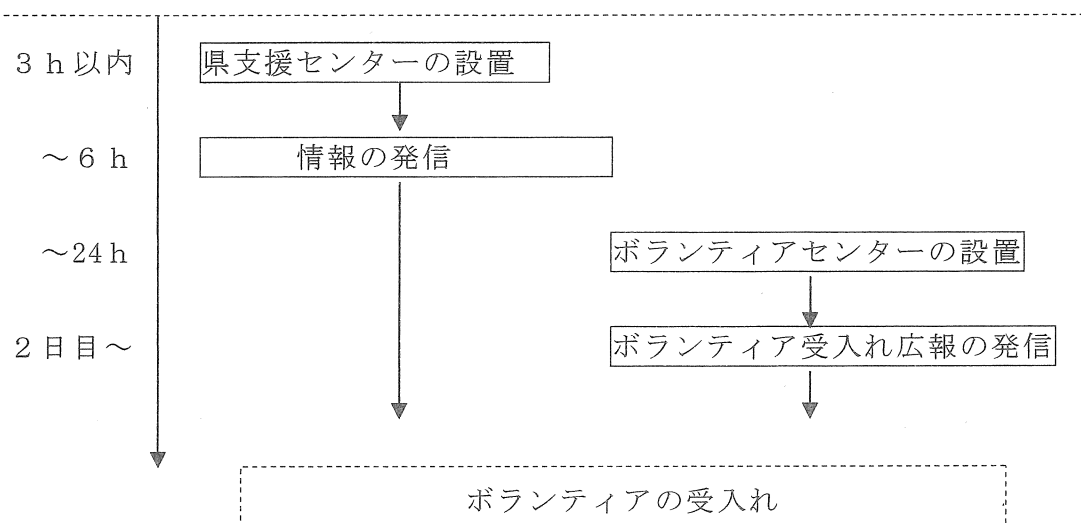
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	ボランティアセンター	被災地ボランティア需要
ボランティアセンター	県支援センター、胎内市 災害対策本部	集約された被災地ボランティア需要
新潟県ボランティア本部、 胎内市災害対策本部	新潟県災害対策本部、他の 行政機関、関係団体	集約された被災地ボランティア需要、 調達情報
新潟県災害対策本部	協定先企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	新潟県災害対策本部	供給予定情報
新潟県災害対策本部、他の 行政機関、関係団体	県支援センター、胎内市 災害対策本部	供給予定情報
県支援センター、胎内市 災害対策本部	ボランティアセンター	供給予定情報
ボランティアセンター	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 新潟県ボランティア本部の運営

実施主体	対 策
新潟県社会福祉協議会	- 本部運営に係る場所や資機材の提供 - センターに職員を派遣し運営を支援 - 運営に係る統括及び資金管理
新潟県	- センター運営に係る場所や資機材の提供 - センターに職員を派遣し運営を支援
日本赤十字新潟県支部	センターに職員を派遣し運営を支援
新潟県共同募金会	センターに職員を派遣し運営を支援
県内NPO・日本青年会議所	センターに会員を派遣し運営を支援

(2) ボランティアセンターの運営

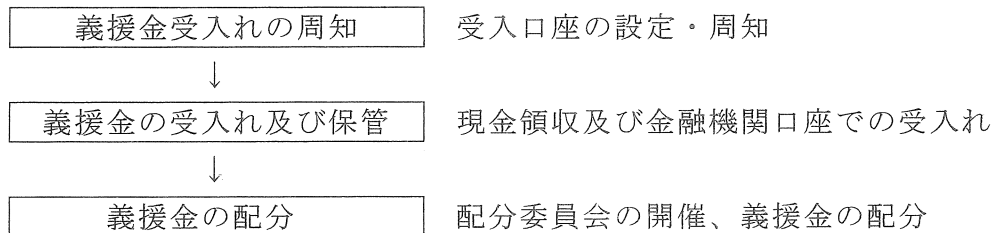
実施主体	対 策
胎内市社会福祉協議会	- ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 - ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 - 運営に係る統括及び資金管理
胎内市	- ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 - ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援
県支援センター	ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援
県内NPO・日本青年会議所	ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援

第51節 義援金の受入れ・配分計画

1 義援金の配分

大規模な地震災害による被災者に対し、胎内市内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

胎内市総務対策部は義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、新潟県を通じ、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

胎内市は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

- ア 一般からの義援金の受入窓口は、総務対策部とする。

(2) 現金の受入れ

- ア 一般から現金領収した義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として受け入れる。
- イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」で受け入れる。

(3) 義援金の管理

- ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。
- イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」の歳入として管理する。

5 義援金の配分

義援金の配分に当たっては胎内市災害対策本部会議で審議し、被害の程度、対象者数などを勘案して配分率、配分方法などを決定し、被災者に対し公平を期するとともに、適正かつ円滑な配分を行う。

第52節 義援物資対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより的確に発信することにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

- ・避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。
- ・早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- ・NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(イ) 新潟県の責務

- ・避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- ・インターネット、マスコミ等により、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

イ 活動の調整

県災害対策本部(食料物資部)

胎内市災害対策本部(避難所対策部)

ウ 達成目標

- ・被災地のニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。
- ・義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア	胎内市	被災地ニーズ
胎内市	新潟県	集約された被災地ニーズ
胎内市	協定先企業・団体	調達要請
胎内市	国民	物資取扱方針
新潟県	協定先企業・団体	調達要請
新潟県	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	供給予定情報
胎内市	被災者、避難所、NPO、ボランティア	供給情報

3 業務の体系

直後 ～6時間後	☆震災発生 (提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
	物資受入方針に基づく電話、メール、FAX 対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1日目以降	物資受入方針に基づく電話対応の留守番電話化	被災地ニーズ、要求、調達情報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
災害対策本部縮小時期	電話対応（申出のお礼、受入れ停止の説明）	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	- 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 - 配送等にかかる道路・交通情報の把握

(2) 情報発信

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 - 被災地ニーズ - 被災地状況 - 新潟県・胎内市の受入れ方針 等 をいち早く、県ホームページやマスコミを通じて情報発信する。

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	被災地が必要としているもの、その必要量及び送付希望の被災地その送付方法を的確に知らせ、被災地が必要とするものの提供を受ける。

(4) 県で受入する場合の対応

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	提供申出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、県備蓄物資保管場所等で一時保管を行う。 在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配布する。

(5) 胎内市で受入する場合の対応

実施主体	対 策
胎内市災害対策本部	・ 受入・照会窓口の開設 ・ 受入要員を事前に確保 ・ 輸送・保管に適した集積場所に保管 ・ 総務対策部の責任において適宜配分

(6) 義援物資の配布

実施主体	対 策
胎内市	・ 胎内市へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・ 避難者の物資需要を把握する。 ・ 避難者に物資を配布する。
新潟県	・ 県へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・ 市町村からの調達要請物資を集約する。 ・ 保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・ トラック協会へ輸送を依頼する。
トラック協会	・ 県からの要請に基づき物資を輸送する。

第53節 災害救助法による救助

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下、この節においては「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、新潟県は速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 新潟県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した胎内市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を胎内市へ派遣する。

(イ) 胎内市の責務

胎内市は、新潟県が救助の実施に関する事務の一部を胎内市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(ウ) 日本赤十字社

日本赤十字社は、県及び胎内市が実施する救助に協力する。

イ 活動の調整

県災害対策本部、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

災害救助法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(2) 積雪期の対応

ア 法の適用

新潟県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記豪雪対応における要配慮者の広域支援体制により支援を行う。

(3) 広域避難者への配慮

被災状況により、他県、他市町村へ避難者が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

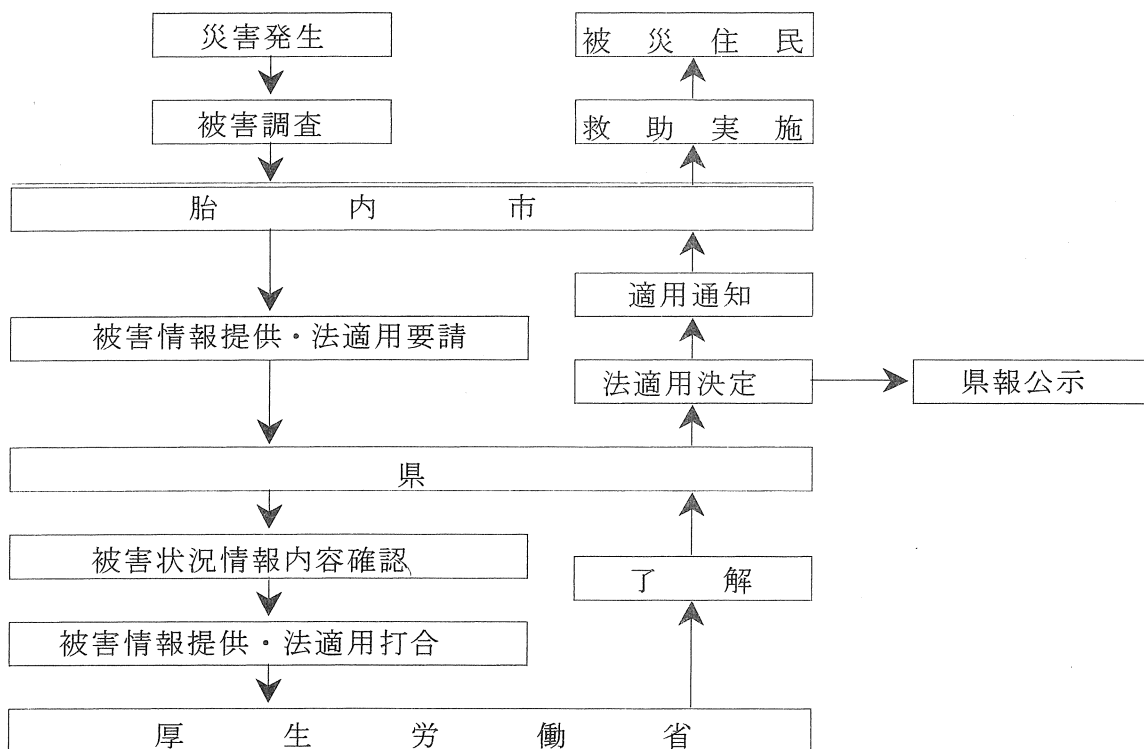
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	胎内市	被害情報、被災者のニーズ
胎内市	新潟県	被害情報、法適用の要請
新潟県	国	被害情報等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	新潟県	法適用に際しての技術的助言
新潟県	胎内市	法適用決定、救助事務の委任
胎内市	被災者	法適用決定

3 業務の体系（フロー図）



4 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第2条）
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を胎内市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）

- (3) 胎内市長は、上記(2)により胎内市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第2項、県法施行細則第17条)
- (4) 胎内市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

5 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、胎内市の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、胎内市の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 胎内市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯が、胎内市の人口に応じ、災害救助法施行令別表第1の世帯以上であるとき。(60世帯)

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、胎内市の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。(30世帯)

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、胎内市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

6 災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、胎内市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

(1) 法が適用されない場合の救助については、原則として胎内市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、胎内市地域防災計画及び胎内市災害救助条例に定める。

(2) 胎内市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3) 条例適用基準

- ア 胎内市の人口に応じて、条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(4) 救助の種類等

- ア 炊き出しその他による食品の給与
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ウ 応急仮設住宅の設置
- エ 災害にかかった住宅の応急修理
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
- キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行う。

(5) 救助の程度、方法及び期間は、条例施行規則第5条により定めるとおり。

(別 記)

豪雪対応における要配慮者の広域支援体制

